

## 競争的資金等管理規程

### 第 1 条(目的)

本規程は、株式会社オジックテクノロジーズ(以下「当社」)における競争的資金等の適切な運営・管理体制を構築することにより、競争的資金等の不正使用を防止する事を目的とする。

### 第 2 条(定義)

本規程において、各用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- ①「競争的資金等」とは、文部科学省等または国立研究開発法人科学技術振興機構から配分される公募型の研究開発資金を指す。
- ②「役職員」とは、会社の取締役、監査役、従業員、その他臨時の従業員等、業務に従事する全ての者をいう。

### 第 3 条(最高管理責任者)

会社全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を置き、専務取締役をこれに充てる。

### 第 4 条(統括管理責任者)

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について会社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置く。

### 第 5 条(コンプライアンス推進責任者)

当社の各部署等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置く。

### 第 6 条(不正防止計画)

最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握に努め、その要因に対する不正防止計画を策定し実施するとともに、その進捗管理に努めるものとする。

### 第 7 条(相談・通報窓口の設置)

競争的資金等の使用に関するルール等についての相談および研究活動等の不正に関する社内外からの告発等の通報を受ける窓口を置く。

2 相談・通報窓口連絡先は当社のホームページにて公表する。

## **第 8 条(監査)**

内部監査規程に従って、競争的資金等の管理および事務の取扱いについて、毎年内部監査を実施する。

## **第 9 条(不正に対する処分)**

最高管理責任者が、不正が行われた可能性があると判断した場合は、競争的資金等に関する告発等の取扱い・調査・懲戒に関する細則に従い、審議および処分を行う。

(附則)

1. 本規程の改廃は、代表取締役社長の決議による。
2. 本規程の所管責任者は、総務部管理職とする。
3. 制定:2018年7月25日